

## 日本社会事業大学研究倫理規範

平成 21 年 11 月 1 日制定

平成 27 年 4 月 1 日改正

日本社会事業大学は、先に「日本社会事業大学の教育・研究指針と教職員の心得」（平成 21 年 3 月 全学教授会決定）を策定し、本学における研究活動の基本姿勢を明らかにした。

大学における研究活動は、言うまでもなく研究者の自由な発想と知的探究心に基づく創造的行為であり、これの積み重ねによって人類共通の知的財産が形成されるものである。このような研究活動を遂行するに当たっては、教員自身の高度な研究倫理が確立されていることが前提となる。

しかしながら、近年、研究活動における不正行為及び不正使用が国内外の大学・研究機関で相次いで生じており、大学や研究者の社会的な信用が失墜するとともに、研究の発展をも阻害する事態が生じつつある。このような事態を重く見た国は研究者コミュニティの自律に基づく自浄作用を期待して「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を策定するなどの取組を開始した。

このような状況を踏まえ、本学は研究活動のさらなる発展のために本学の教員（非常勤の者を含む。）が研究倫理の重要性を再度深く認識し、研究倫理規範に従って研究活動が行われるよう努力することをここに誓うものである。

- 1 教員は、本学の研究活動が科学研究費等の公的な外部資金、諸団体からの助成金等に基づいて行われていることを十分に認識し、研究費の使用に当たっては国の定めた関連法規・通知・ガイドライン及び本学諸規程等を遵守しなければならない。
- 2 教員は、配分された研究費を当該研究目的以外の用途に使用してはならない。
- 3 教員は、研究活動において、以下の不正行為を行ってはならない。

### ①捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

### ②改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

### ③盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

- 4 教員は、研究費の使用に関する関連法規及び通知に違反して業者等への預け金、カラ出張、カラ謝金、流用等の研究費の不正使用又は不正受給を行ってはならない。
- 5 教員は、研究活動の成果である研究論文等の発表に当たっては、十分な貢献を果たしたと認められる場合にのみそのオーサーシップが認められる。
- 6 教員は、研究論文の投稿に当たっては、二重投稿の禁止など各学術誌が定める投稿規程を遵守しなければならない。
- 7 教員は、研究のために収集した資料、データ等の適切な取扱いと保管に細心の注意を払い、不正行為の発生防止に努めなければならない。
- 8 教員は、プライバシー保護の重要性を認識し、研究活動の過程において知り得た個人情報保護に努めなければならない。
- 9 教員は、産官学連携による研究活動に当たっては、あくまでも大学人として公共の利益を優先することとし、企業や自己の利益のために研究活動を行う等の利益相反による弊害が生じないように十分注意しなければならない。
- 10 教員は、研究活動の過程において、他者の人格と自由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。
- 11 教員は、研究上の有利な立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- 12 教職員は、研究活動の過程において不正行為及び不正使用が行われ、又は行われたことを認識した時は、定められた手続に従って、速やかにこれを本学に申立てる義務を有する。